

令和7年度まちづくり懇談会ふれあいトーク事前質問要望等一覧（都賀地域）

No.	自治会	質問・要望等	回答要旨
1	上新田	【ごみステーションの鳥獣被害と今後の対策等について】 ごみステーションのカラスやネコの被害防止のため、ネットなどの対策も可能ですが、今後の対策として箱型のごみステーション設置は可能か？ また、助成制度があるかお聞かせください。	【クリーン推進課:TEL 31-2447】 私有地の一部をごみステーションとして利用している場合、地権者の方の承諾があり、場所や構造物がごみの収集に適している場合には設置可能です。また、ごみステーションが公道上にある場合には、容易に撤去することが困難な固定式や大型の箱型ゴミステーションなど、設置が出来ないものもありますので、設置を検討する際は事前にクリーン推進課にご相談ください。 また、ネットや構造物の購入、設置に関する市の補助金などはありません。
2	上新田	【北関東自動車道の交通量に伴う騒音問題について】 上新田自治会は東西 500m を北関東自動車道に面しており、交通量の増加に伴い、朝晩の車の騒音問題も出てきています。 数年前まで植え込みに植物がありましたが、伐採してしまったため、車両の音が漏れてしまいます。 遮音版や騒音対策など、NEXCO 東日本からの計画は今後あるのでしょうか。 市はどのようにお考えでしょうか、お聞かせください。	【環境課:TEL 21-2420】 高速道路の騒音対策について NEXCO 東日本に確認したところ、基準値を超えるようであれば改善に努めたいとの回答をいただきました。 市といたしましては、定期的に騒音の状況を確認し、基準値を超えるようであれば、NEXCO 東日本に改善の要請等をしてまいります。

No.	自治会	質問・要望等	回答要旨
3	中妻中の内	【家中小学校駐車場の舗装要望について】 家中小学校校舎北側の駐車場の整備及び舗装について要望致します。同駐車場は、小学校教職員駐車場だけの用途であれば、当自治会から要望することは有りませんでした。 しかし、自治会員の話によると同駐車場利用者は、PTA 役員はもちろんのこと、本年 2 月に行われた「家中 KIDS マルシェ」来場者、消防団、野球やサッカーなどグラウンドを使用する方々と、一般の方々の駐車場として活用されております。 同駐車場の現状は砂利駐車場ですので、雨が降ったあとの車の出入りで水たまりの凸凹が一段とひどくなり、大変利用しにくい状況にあります。時々、PTA 本部役員が整備するそうですが、とても追いつかない状況だそうです。 よって、当自治会利用者からも利用しにくいので、駐車場を整備し舗装して欲しいとの要望が寄せられております。 すぐに舗装工事と要望しても、予算が出るまでただ待つて放置するには、あまりにも利便性に欠けて、凹凸で人の転倒や車の事故も考えられる危険な状況です。 そこで、舗装が実施されるまで定期的に駐車場に砂利を追加して小型重機で凹凸を補修していただきたいと思います。 家中小学校校舎北側の駐車場の整備及び舗装の件、ご検討いただきたくよろしくお願い申し上げます。	【学校施設課:TEL 21-2465】 家中小学校をはじめ、市内小中学校は授業のみではなく学校開放やイベント会場として広く市民の皆様に利用いただいております。 家中小校舎北側の駐車場につきましては、以前より補修の必要性が生じた際に、その都度工事を行ってまいりました。直近では令和6年8月に全体的に地面を掘り起こして整地を行ったところであります。 車両がスピードを出したまま曲がることで砂利の地面が削れ凸凹の原因となることから、学校開放の利用者等に対しましては、都賀地域づくり推進課公民館係から施設の利用時に徐行を促すとともに、保護者等に対しましては、学校から駐車場内に最徐行の張り紙を設置するなどの注意喚起をしております。 施設整備に関しましては、児童・生徒・教職員にとって安全な教育環境の充実を図るために、校舎、体育館、設備機器などの改修を優先して行うこととしており、ご意見をいただきました駐車場の舗装につきましては、早期に実施することは難しいと考えております。 なお、先日現地を確認したところ凹凸が激しい箇所が確認されましたので、当該箇所について部分的な補修をしてまいります。 今後につきましては、必要箇所の補修工事及び利用者等への注意喚起により、引き続き利用者の安全確保に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

4	中妻中の内	【栃木市北部健康福祉センターの運営改善要望について】 当自治会で「ゆったり～な」の利用者は、全世帯の2割～3割おります。利用者から「ゆったり～な」に対する不満や改善要望が沢山上がっておりますので、栃木市健康増進課から、指導徹底をお願い致します。 1) 駐車場、駐車台数を増やして欲しい 有料教室の時間や混雑時間帯などは近場の駐車場が満車になり、庁舎南側駐車場になる。職員 & 公用車駐車場を利用者駐車場として開放して欲しい。 2) 風呂場の危険と衛生改善 2-1 風呂場床の滑り防止対策を早急に行って欲しい。 転倒骨折事故が発生したが、対策が全く行われていない!! 床材を滑りにくい凹凸追加加工をして欲しい。 床面清掃が不十分である。(風呂場にモップを置いて欲しい) 2-2 湯船内の脱糞排尿対策 浴槽に脱糞が2度発生している。おむつ者の規制など要検討。 2-3 歩行不安定者への入浴制限 手すりに捕まらないと移動出来ない者へ危険防止入浴制限。 2-4 風呂場に非常通報スイッチの設置 入浴時の体の異常時に通報手段がない。	【健康増進課:TEL 25-3500】 1) 北部健康福祉センターの駐車場としては、当該施設の正面玄関前(8台)・東側(11台)のほか、西方総合支所の南側を支所・公民館利用者との共用駐車場(56台)として位置付けております。 当該施設西側のスペースを「ゆったり～な」利用者駐車場として使用するにあたりましては、現在通行止めとしております東側からの進入路は車のすれ違いが困難なほど狭隘であることに加え、駐輪場もあることから、車両と人の動線も考慮した駐車場区画線の引き直しや車止めの整備が必要となります。 以上の課題を踏まえまして、ご要望をいただきました駐車台数の増加について、どのような手法が取れるかも含め、検討してまいります。 2-1) 滑り防止対策については、転倒事故の前から継続して毎日オープン前に指定管理者の委託業者による散水清掃のほか、10～15日に一回程度、専用機械による床磨きを行っており、令和7年度からは床磨きを週1回実施に頻度をあげたところです。また、併せて年に2回専門業者による定期清掃も実施しております。 なお、転倒防止の注意喚起を行うための掲示POPは、事故以前から掲示しておりましたが、事故後に掲示箇所を増やしております。 ご提案いただいた床材の凹凸加工については、どのような加工がよいのか、施工の可否も含めて検討してまいります。 2-2) 浴室内で脱糞があった場合、浴槽の湯を排水し、槽内及び周辺を塩素消毒及び清掃を行った上で、再度湯を入れ直しております。 なお、このような場合、利用再開までには2時間半程度時間を要し、利用者様にはご迷惑をおかけいたしますが、おむつをしている方への入浴規制を一律に実施することは難しいと考えておりますので、ご理解くださいますようお願いいたします。 2-3) 自力で入浴することが難しそうな様子の方については、安全面を考慮し、受付にて声掛けをしております。また、入浴規制を前提とした一定の利用基準を示すことは困難と考えておりますが、浴室内の巡回強化等の対策を指定管理者と引き続き検討してまいります。 2-4) 浴室内で体調の異変を生じた方がいらっしゃった場合など、非常事態が起こった際の通報手段につきましては、脱衣室に通報スイッチを設置しております。体調に異常を感じた方本人がボタンを押せない場合も考えられますので、巡回中のスタッフや周囲の方々々と協力し、既存の通報スイッチを活用いただければと考えております。 なお、令和6年11月から緊急時対応の見直しを行い、救急対応セット(タオル・血圧計・対応記録表・使い捨て手袋・キューマスク)を更衣室倉庫に設置しております。
---	-------	---	---

No.	自治会	質問・要望等	回答要旨
		3)運動指導の徹底 3-1 新規入会者へのトレーニングマシンやプール歩行に対し、適切な指導が一切行われていない。 利用者が最適な運動が出来ない。 3-2 InBody(インボディ)測定券を、定期券利用者に配布して欲しい。定期券1ヶ月1枚、3ヶ月3枚、6ヶ月6枚。 運動の成果が判るように測定の機会を設けてほしい。 3-3 トレーニングルームに職員が常駐し安全指導。	3-1)新規利用者へのサポートについては、トレーニングルーム・プール共に利用時の注意点や利用手順について、約10分程の初回講習を行っております。その後は、希望に応じて機器の使い方の説明を行っており、分からない点があれば再度声をかけていただくようご案内しております。 スタッフの指導については、正しい機器の使い方や正しい知識を持って指導できるように教育しているところですが、研修不足の部分もあり、利用者の皆様にご迷惑をおかけしてしまい申し訳ありませんでした。今後は、研修を継続して実施するとともに、スタッフ全員の対応レベル向上に努めてまいります。 また、常駐スタッフが全ての利用者に長時間個別サポートをすることは難しいため、一人の人にかかり切りになるのではなく、全体に目を向けて従事するよう努めており、個別のトレーニング指導は行っておりませんが、一人でもできるモデルプログラムの案内や、メニュー相談等は受付けておりますので、ぜひお声掛けください。 3-2)筋肉量や体脂肪率等を測定できる機器「InBody(インボディ)」は、指定管理者が施設の魅力向上と併せて、集客を強化するための自主事業として調達している機器であり、その他のトレーニング機器とは扱いが異なっております。 測定券の配付のご要望に繋がるような魅力ある機器でございますので、機器の価値や使用料金等の採算も踏まえ、指定管理者が考える適切な内容で提供しているところであります。 今回のご要望については指定管理者にお伝えし、検討いただくよう依頼いたしますが、上記の内容をご理解いただければと存じます。 なお、年3～4回イベントと併せた無料測定会の実施や無料券の配布を行い、多くの方へ測定の機会提供に努めておりますので、その際はぜひご参加ください。 3-3)今回のご指摘を受けて、あらためて状況を確認したところ、指定管理者スタッフが持ち場のローテーションを行う中で、申し送りや入館受付対応など様々な事情でトレーニングルームにスタッフが不在の時間帯が生じていたことが分かりました。 早急に職員配置の改善を図るよう指示し、今後は1名常駐する体制を確保いたします。

No.	自治会	質問・要望等	回答要旨
5	中荒井	【田んぼ、畑及び神社等への道路整備について】 県道や農道については整備されているが、その道路から更に分かれている道路について、ところどころ舗装が破損しており、トラクター、軽トラック及びその他の農機具の走行が危険を伴う場合がある。実態を把握し、酷い箇所は補修をしてほしい。	【農林整備課:TEL 21-2387】 今回ご要望のありました2路線について現地確認を行いました。両路線とも非常に狭く、舗装が老朽化により一部に損傷が見受けられる状況でした。道路は、地域の暮らしや営農活動を支える重要な基盤であり、安全な通行の確保は不可欠であると認識しております。地元の通行実態や支障状況等をお伺いし、緊急性や危険度の高い箇所が確認された場合には、対応してまいります。
6	中荒井	【自治会内の空き家について】 当自治会は、令和元年度に53軒あった会員数が、令和7年度には47軒と減少している。 自治会を抜けて減った内容もあるが、高齢者の一人暮らしで当人の死去や子供の所への引っ越しなどにより減少した要因もある。 この為に現在8軒の空き家がある。昨年一部の班では空き家の草刈りや木々の伐採を実施した事例もある。 空き家は農機具等の盗難や動物の住家になったりする為、空き家を減らしたい。空き家の実態を把握し、今後どうしていくのが良いかを決めてほしい。	【建築住宅課:TEL 21-2452】 空き家は全国的な問題となっており、本市においても定期的な空き家の実態把握を行うとともに、栃木市空き家等対策計画の方針に基づく取組を実施しております。 今回、情報提供のありました空き家につきましては、現在、所有者等を調査しており、所有者等が判明次第、文書等により適正管理を促してまいります。 また、居住可能な空き家に対しては、空き家の利活用を目的とする空き家バンク制度の案内、老朽化の進んだ空き家に対しては、除却を支援するための空き家解体費補助金の案内を行い、活用されていない空き家の削減や発生抑制に取り組んでまいります。
7	大橋	【大橋家中線の路面状況悪化について】 栃木栗野線大橋交差点から、都賀中学校北側に通っている大橋家中線の路面状況が悪い。 大型車輛の重量の影響か、轍(ワダチ)が出来ており、車を運転中ハンドルを取られる時がある。 特に東行きの車道左側の車道内にピストグラム(自転車の絵)+水色の矢印による「自転車通行空間」の部分が数センチせり上がっている箇所がある。 朝の通勤時間には、多くの中学生が自転車で通学。 多少修繕の箇所も見られますが、大きな事故が起きる前に根本的な対策・改善を切望致します。	【道路河川維持課:TEL 21-2408】 ご要望の件につきまして、管理者である県へ確認しましたところ、『県道大橋家中線のご要望の区間については、轍、ひび割れが確認される状況であり、道路パトロール時に穴や亀裂等を発見した際には、欠損部の修繕等を実施しているほか、特に轍がひどい箇所では、舗装のこぶ取りなどを行っております。また、舗装のひび割れに対しては、アスファルト注入を行うなど劣化の進行を抑える対策を併せて実施しています。栃木市内における舗装修繕(車道全体の修繕)については、舗装の劣化状況等を見ながら順次進めているところであり、本区間についても、ご要望の内容を踏まえて検討してまいります。』との回答がありました。ご理解のほどよろしくお願いいたします。

No.	自治会	質問・要望等	回答要旨
8	大橋	【野生鳥獣による農作物や森林被害について】 テレビ等でも度々住宅街にイノシシが出没等の報道が行われてますが、当自治会も例外では有りません。特に南西部の山沿いの畑で、ほぼ毎日イノシシ・シカの足跡を確認する事が出来ます。 夜間に行動していると思われ、赤津川付近でも目撃したとの話も聞いています。米などの農作物への被害、タケノコ等山菜への被害、果樹等の樹皮が食べられ、立ち枯れの被害。個人でネットを張ったり、電気柵を設置したりの対策を行っていますが、個人での対応には限界が有ります。上記の事が要因で「耕作をあきらめた」との話も聞いています。 このままでは耕作放棄地等の荒れ地が増え、悪循環になるのでは？と危惧しています。 栃本市としてはどの様に考えているのでしょうか？ どの様な対策を行うのでしょうか？	【農林整備課:TEL 21-2289】 ご指摘のとおり、市内でもイノシシやシカの出没が増え、農作物や山菜、果樹などへの被害が深刻化し、営農を断念せざるを得ないケースもあるとのことで、市としても大きな課題と捉えております。 獣害対策について、市では「捕獲」、「環境整備」、「防護」の3つを地域と一体となって実施することが重要と考えております。 まず、「捕獲」につきましては、市では地元猟友会と連携し、出没状況に応じてわなを移動させて捕獲を進めており、令和6年度は都賀地域において99頭のイノシシと42頭のシカを捕獲しました。 次に「環境整備」につきましては、イノシシやシカが身を隠すために好む藪や茂みの刈払い、誘引物となる放置果樹や生ごみの撤去などが効果的です。市ではこうした対策の重要性を、学習会を通じて周知・啓発を行っております。 次に「防護」対策につきましては、市では侵入防護柵の設置に対し、補助対象経費の3分の2(上限20万円)を補助する制度を設けており、多くの方にご利用いただいております。 耕作放棄地の増加が、被害拡大につながるおそれもあるため、営農継続を支える取り組みはますます重要となります。 市といたしましては、引き続き捕獲、環境整備、防護対策を進めてまいりますので、地元の皆様にもご協力をお願いいたします。
9	富張	【規制標識「一時停止(止まれ)」の設置に関する要望について】 東北自動車道都賀西方PAスマートインターチェンジ上り線への国道293号線からの進入路の両側の側道と一般道との交差点については、左方または右方の見通しが悪い状況にあり、また、交差している一般道には歩道がなく、路側帯の白線のみがある状況のため、側道側から車両が交差点に進入しようと急に車両の先頭部分を出してきた場合、一般道側の車両は衝突を回避することは困難と思われ、非常に危険な交差点となっております。南北の一般道では、自転車と乗用車による死亡交通事故も発生しています。側道を走行する車両は交差点において安全確認のための停止が必要と思われますので、側道側の4か所に「一時停止(止まれ)」の規制標識の設置を要望します。	【交通防犯課:TEL 21-2151】 要望箇所について、現地確認を行いました。 4箇所のご要望箇所には、法的な規制はされておりましたが、交通の安全を図るために設置された停止位置を示す指導停止線がありました。 ご要望の一時停止の規制標識については、栃木県公安委員会が権限を有しておりますので、市から栃木警察署に、地元からの要望としてお伝えいたしました。

No.	自治会	質問・要望等	回答要旨
10	富張	【規制標識「最高速度」の設置に関する要望について】 国道 293 号線(ファミリーマート栃木西方店のすぐ西側)から南への一般道(都賀西方PAスマートインターチェンジ上り線への進入路の下を通過し、ターゲット・バードゴルフ赤津コース横の道路)は地元住民の生活道路であり、車両がやっと擦れ違える程度の道幅しかありませんが、国道 293 号線と栃木栗野線との間の抜け道として通勤時間帯等において利用している車両があり、速度規制がないため、地元住民の車両を煽るような速度で走行してくる車両があるところです。 歩行者・自転車の方も危険にさらされており、また、一般道沿いには街灯も少ない状況で、自転車と乗用車による死亡交通事故も発生している状況なので、「最高速度」の規制標識の設置について要望します。	【交通防犯課:TEL 21-2151】 当該道路について現地確認を行ったところ、国道 293 号線から赤津小学校方面へ南進する市道 41012 号線の入口には、カーブの方向を示す曲線部誘導標並びに「大型車は通り抜けできません」の補助看板が設置されておりました。 また、県道栃木栗野線から赤津小学校方面へ北進する市道 42016 号線の一部はスクールゾーンに指定されており朝の通学時においては、自動車の通行について規制がされているところであります。 ご要望の速度規制標識の設置については、栃木県公安委員会が権限を有しておりますので、市から栃木警察署に、地元からの要望としてお伝えいたしました。
11	深沢	【深沢地域における市街化区域の見直しについて】 深沢地域については、県道栃木栗野線沿線に市街化区域の第1種住居地域が指定されています。当地域の県道栃木栗野線沿線については、地形的に山や丘陵地帯が広がっており、都市的な整備(区画整理など)を行うには、不向きな地域であると思います。 今後、ある程度の集落維持の処置を取っていただきながら、市街化調整区域への変更を検討していただく事を要望します。 なお、合併後、市街化区域と市街化調整区域は変わっていないと思います。 深沢地区に限らず同じような地域もあると思いますし、人口減少も止められない状況と考えられますので、栃木市としての全体的な線引き見直しが、必要ではないかと思います。ご検討をお願いします。	【都市計画課:TEL 21-2431】 深沢地域につきましては、隣接する大柿、富張、大橋地域とともに一体的に都市計画法に基づき市街化区域の第一種住居地域に指定されております。 人口減少等により市内全体においても、土地利用の需要が変化しつつあることから、市としましても、市街化区域と市街化調整区域の区分について将来的な見直しの必要性は認識しております。 ご要望いただきました市街化区域から市街化調整区域への見直しについては、土地利用への制限が厳しくなるなど、居住者への影響が大きく、地元関係者の合意形成が必要となることから、地元のご意見も伺いながら、市全体としての土地利用の実態を見ながら、見直しに向けて検討してまいります。